

国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部規程

平成29年3月27日制定
平成29年規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第8条の2の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の運営を行うに当たり、大分大学の基本理念及び男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨に則したダイバーシティ社会を実現するために組織の活性化及び教育・研究力の向上に資することを目的として設置する、国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「ダイバーシティ」とは、法人における職員の個性を尊重し、その持てる能力を最大限に発揮させることにより、多様な人材を積極的に活用することをいう。

(業務)

第3条 本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 若手研究者育成支援に関すること。
- (3) 障がい者の雇用推進に関すること。
- (4) 再雇用の安定に関すること。
- (5) その他ダイバーシティの推進に関すること。

(本部長)

第4条 本部に本部長を置き、法人の教員のうちから、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 本部長は本部を代表し、その業務を総括する。
- 3 本部長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 本部長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副本部長)

第5条 本部に副本部長を置き、法人の教員のうちから、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 副本部長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副本部長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室)

第6条 本部の業務を円滑に実施するため、次の各号に掲げる室を置く。

- (1) 男女共同参画推進室
- (2) 若手研究者育成等支援室
- (3) 障がい者等支援室
- 2 前項各号の室に室長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、本部長の命を受け、室の業務を掌理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、室に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第7条 本部に、ダイバーシティ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、第3条に掲げる業務に係る事項を審議する。
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 各室長
 - (4) 各室長から推薦された者 各2人以内
 - (5) 総務部長
 - (6) 研究推進部長
 - (7) その他本部長が必要と認める者
- 4 運営委員会に委員長を置き、本部長をもって充てる。
 - 5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 本部の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学男女共同参画推進本部規程（平成22年規程第57号）及び国立大学法人大分大学男女共同参画推進室規程（平成25年規程第19号）は、廃止する。

附 則（令和元年規程第24号）

この規程は、令和元年11月18日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第34号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。